

## (仮称) 開発事業等緑化負担税 (素案)

【目的】本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持、保全し、向上させるため、必要となる施策の展開及び充実に要する費用に充てる

課税団体名	大阪府 箕面市		
(イ)税目	開発事業等緑化負担税	(ロ)徴収方法	申告納付
(ハ)課税客体	事業として行う建設行為		
(ニ)税収の使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持・保全・向上に要するもの		
(ホ)課税標準	住宅の戸数、店舗等の面積		
(ヘ)納税義務者	建設行為を行う事業者		
(ト)税率	住宅、共同住宅(世帯向け) 1戸当たり 10万円		
	共同住宅(単身者住宅) 1室あたり 3万円		
	店舗・事務所等 下表のとおり		
		1,000 m <sup>2</sup> 未満	10万円
	1,000 m <sup>2</sup> 以上	3,000 m <sup>2</sup> 未満	20万円
	3,000 m <sup>2</sup> 以上	5,000 m <sup>2</sup> 未満	35万円
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	10,000 m <sup>2</sup> 未満	70万円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	100万円	
	15,000 m <sup>2</sup> 以上	150万円	
(チ)収入見込額	年間約 30,000,000 円		
(リ)非課税事項	個人による自己居住用の住宅の建築等		
(ヌ)徴税費用見込額	不明		
(ル)課税を行う期間	10年間		
(ヲ)その他必要事項			